成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AE_{14} ＝ 0.017

AE_{15} ＝ 0.006

AE_{16} ＝ 0.003

AE_{17}　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01280

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01789

AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AG_{14} ＝ 0.028

AG_{15} ＝ 0.010

AG_{16} ＝ 0.005

AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AG_{14} ＝ 0.014

AG_{15} ＝ 0.006

AG_{16} ＝ 0.003

AG_{17}　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AG_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01283

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01792

AH_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 13 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）

AI_{13} ＝ 0.046

AI_{14} ＝ 0.024

AI_{15} ＝ 0.010

AI_{16} ＝ 0.005

AI_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AI_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019